

さが未来アシスト事業費補助金制度要綱

第1 目的

さが未来アシスト事業費補助金（以下「補助金」という。）は、地域に存在する自然、人等の地域資源を活かした自発の地域づくりに関する取組に支援を行い、活力で満たされた魅力ある佐賀県を将来につなげることを目的に、県が交付するものである。

第2 用語の定義

1 実質的過疎地域

「実質的過疎地域」とは、人口減少率の観点から、実質的に過疎化が顕著な地域を指す。

なお、補助金の申請に当たっては以下に留意することとする。

- (1) 平成27年10月1日から令和2年10月1日にかけての人口増減率がゼロ又はプラスの地域は原則として該当しないものとする。

2 CSO (Civil Society Organizations)

「CSO」とは、Civil Society Organizations の略で、NPO 法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会、婦人会、老人会、PTA といった組織・団体を指す。

第3 補助対象地域・補助申請団体・補助率（補助額）

補助対象地域、補助申請団体及び補助率（補助額）は下記の表のとおりとする。

ただし、CSOについては、佐賀県内に主たる事務所を有する団体に限る。

なお、国、県及びこれらの外郭団体などの補助事業に当該補助金を充当することはできない。

| 補助対象地域 | 補助申請団体 | 補助率（補助額） |
|---------------------------------|---------|--------------------------------|
| 実質的過疎地域 | 市町又はCSO | 2分の1以内 （補助上限額 2,000千円以内） |
| 実質的過疎地域を含む複数の市町にまたがる地域 | CSO | |
| 佐賀県中山間地・離島・県境振興対策本部において対象となった地域 | 市町又はCSO | 10分の9以内 |

第4 対象事業

補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助申請団体が直接又は助成を通じて実施する次のア～ウの全てを満たす事業であり、かつ、審査会により選定されたものとする。ただし、佐賀県中山間地・離島・県境振興対策本部において対象となった地域については、審査会による選定を要しない。

また、ソフト事業の遂行上必要な限度で、施設整備費・備品購入費等のハード経費を計上することができる。なお、実質的過疎地域及び実質的過疎地域を含む複数の市町にまたがる地域については、審査において、担い手の育成・参画・確保につながる取組に対して加点を行うこととする。

ア 地域の活性化を目的とするもの

イ 自立的運営を見込んだ新たな仕組みを立ち上げようとするもの又は自立的運営を見込んだ計画の途上にあるもの

ウ 市町が直接若しくはC S Oへの助成を通じて実施するもの又はC S Oが直接実施するもの

第5 申請書の提出及び内容の変更

補助金の交付を受けようとする補助申請団体は、別に定める申請書を作成し、知事に提出するものとする。また、補助申請団体がC S Oである場合は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を一つの市町内で行う場合は、当該市町に提出するものとし、当該市町の長は様式第6号により県へ提出するものとする。
- (2) 補助事業を複数の市町で行う場合は、県に直接提出するものとする。

なお、申請書の内容に変更が生じる場合及び事前着手の承認を受けようとする場合にも同様の手続きにより、申請を行い、別に定めるところにより知事の承認を受けるものとする。

第6 実績報告書の提出

補助事業が完了した補助申請団体は、別に定めるところにより実績報告書を作成し、知事に提出するものとする。また、補助申請団体がC S Oである場合は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を一つの市町内で行う場合は、当該市町に提出するものとし、当該市町の長は様式第6号により県へ提出するものとする。
- (2) 補助事業を複数の市町で行う場合は、県に直接提出するものとする。

第7 請求書の提出

補助金を請求する補助申請団体は、別に定めるところにより請求書を作成し、知事に提出するものとする。また、補助申請団体がC S Oである場合は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を一つの市町内で行う場合は、当該市町に提出するものとし、当該市町の長は様式第6号により県へ提出するものとする。
- (2) 補助事業を複数の市町で行う場合は、県に直接提出するものとする。

第8 活動状況の情報発信

補助申請団体は、ホームページ、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、会報又は佐賀県C S Oポータル等において、活動状況、決算状況及びさが未来アシスト事業費補助金を受けて事業を実施した旨を広く情報発信しなければならない。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。